

成年後見中核機関の取組について

大府市福祉総合相談室

1. 中核機関設置の背景

成年後見事務を平成20年度から5市5町の共同でNPO法人知多地域権利擁護支援センターに相談業務及び受任業務を事業委託により実施



少子高齢化により超高齢社会を迎え、

- ①高齢者人口の増加に伴い認知症の方も増加が見込まれる
- ②障がいをお持ちの方が高齢化し、親亡き後の生活が案じられる



誰もが認知症になる可能性がある中で、全ての方が安心して暮らすことのできるまちの実現に向けて、住民にとって最も身近な自治体である市が主体となって責任を持って成年後見事務を行うため、独自で成年後見中核機関(大府市成年後見センター)を設置

1. 中核機関設置の背景

(2 / 9)

【令和3年度まで】

NPO法人知多地域権利擁護
支援センター

相談業務

受任業務

事業委託

知多管内5市5町
(本市含む)

【令和4年度から】

NPO法人知多地域権利
擁護支援センター

相談業務

受任業務

事業委託

知多管内4市5町
(本市除く)

引継

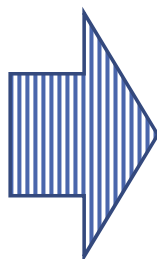
受任業務

市直営に
移行

離脱

大府市
成年後見中核機関
「大府市成年後見
センター」設置

相談業務



1. 中核機関設置の背景

大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例

制定: 令和3年12月

施行: 令和4年4月1日(一部令和3年12月)

主な内容:

- ・目的
- ・基本理念
- ・市の責務、関係者の役割、市民の役割
- ・関係機関の相互の連携

・計画の策定

- ・地域連携ネットワークの構築等
- ・成年後見等実施機関の設立に係る支援等
- ・審議会の設置

大府市成年後見制度利用促進基本計画

策定: 令和3年12月

計画期間: 令和4年度から令和8年度(5年間)

・施策の具体的取組の内容

①地域連携ネットワークの仕組みづくりと中核機関の整備

【中核機関の運営、審議会設置、チーム支援体制の整備等】

②成年後見制度利用を促進する機能の充実

【広報機能の充実、受任者調整等の支援等】

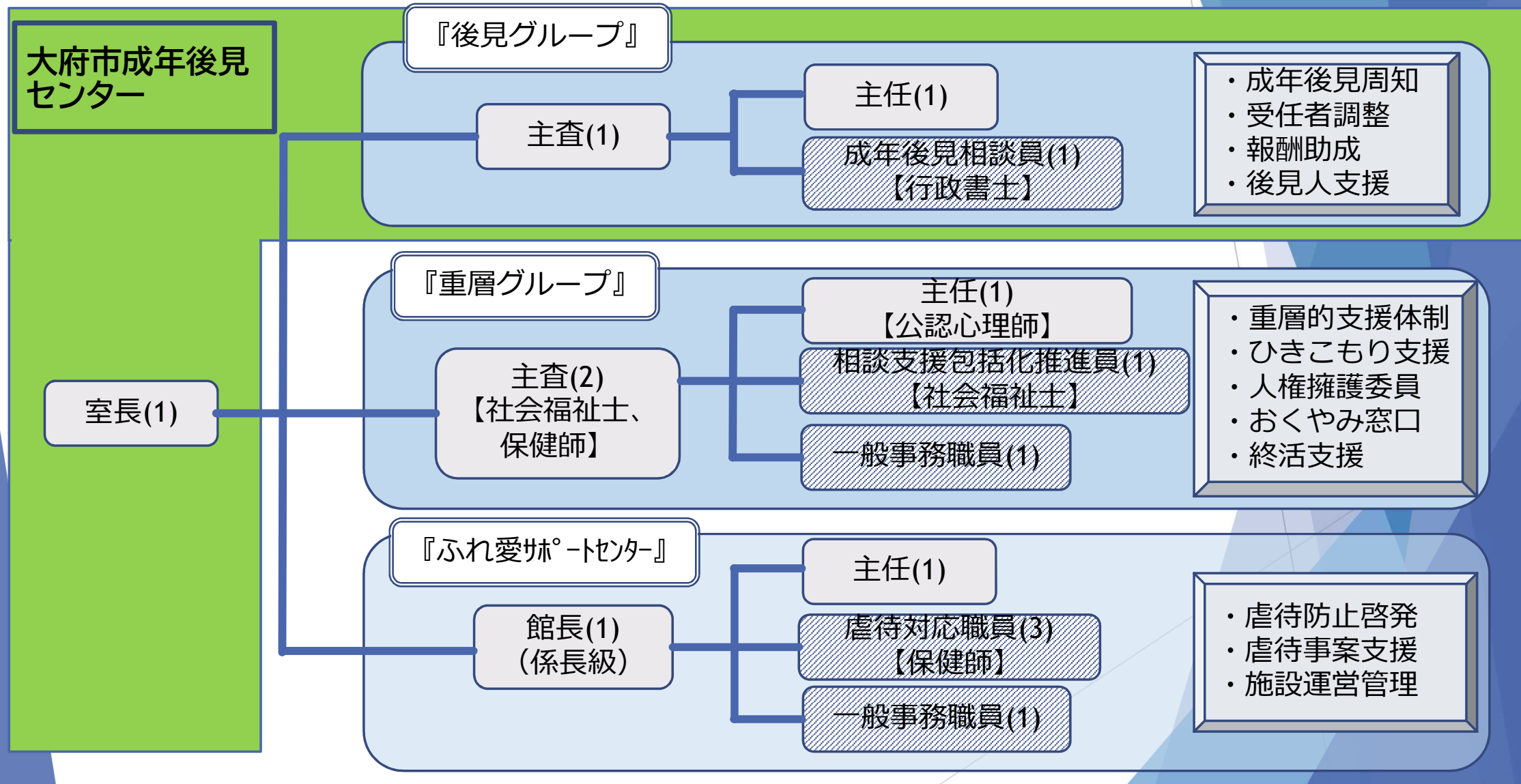
③地域における権利擁護の担い手支援

【後見人の支援、市民後見人の育成】

④成年後見制度の利用が困難な人への支援

【市長申立、申立費用支援、後見報酬助成】

2. 中核機関及び福祉総合相談室の体制



3. 中核機関の機能、役割

名称: 大府市成年後見センター

中核機関の機能

① 広報

- ・啓発チラシ、webサイトによる広報
- ・市民向け講演会、事業者向け研修会

② 制度の専門的な相談

- ・相談員に有資格者を配置
- ・判断困難な内容に対する専門職団体からのアドバイザー支援

③ 制度の利用促進

- ・後見報酬助成
- ・後見申立費用助成

④ 後見人支援

- ・受任者調整会議、事例検討会議
- ・後見人等のフォローアップ

中核機関の役割

① 地域連携ネットワークのコーディネート

- ・後見人等を交えた「支援チーム」のフォロー
- ・「支援チーム」と、裁判所・専門職とのつなぎ役

② 審議会、協議会の事務局

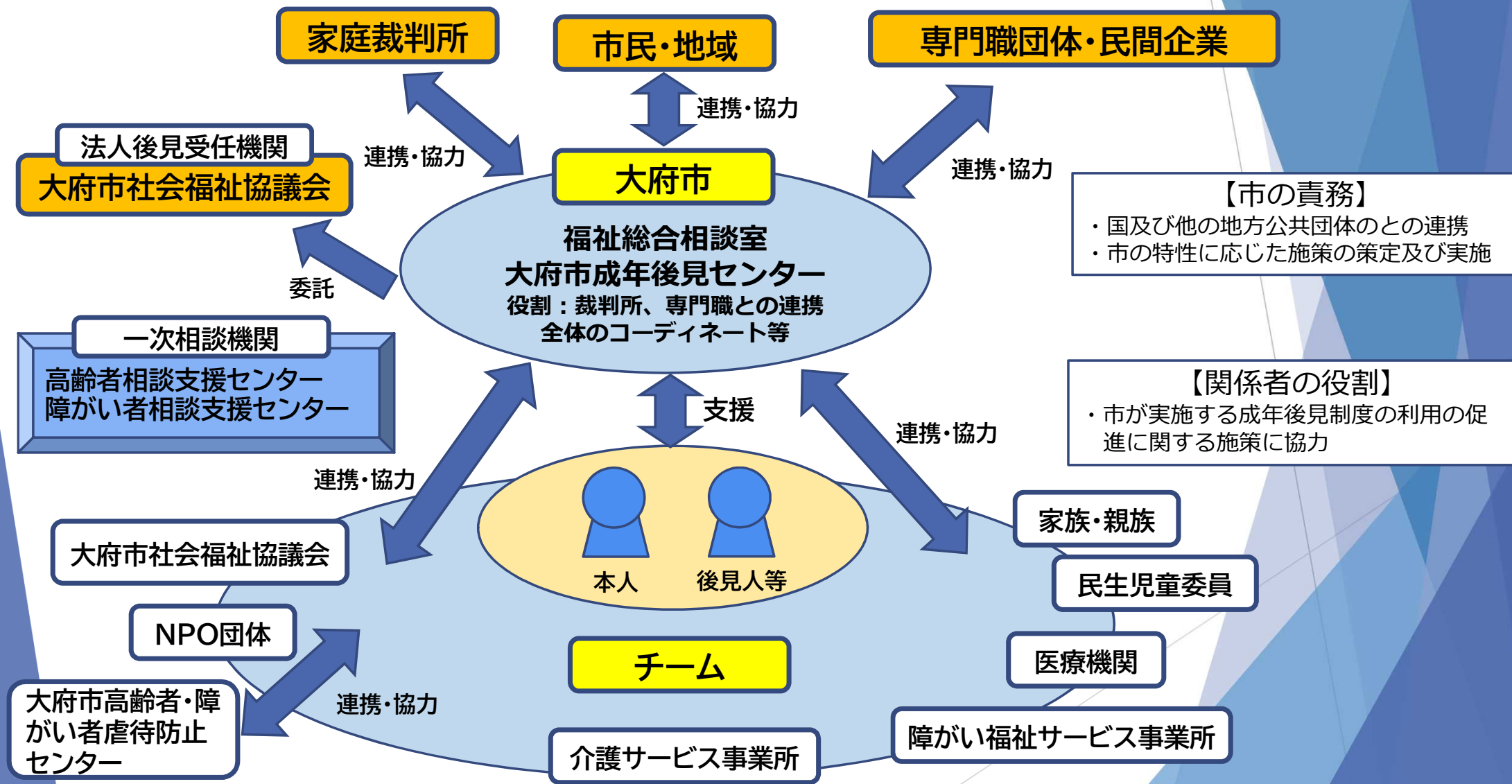
- ・審議会: 成年後見制度利用促進基本計画
- ・協議会: 関係機関との情報共有、ニーズ把握

③ 支援方針、モニタリングの専門的判断

- ・事例検討会議

4. 地域連携ネットワーク(イメージ)

(6 / 9)



5. 法人後見について

経過：成年後見制度の利用促進の一環として、令和4年4月から大府市社会福祉協議会に業務委託

法人後見を想定するケース：

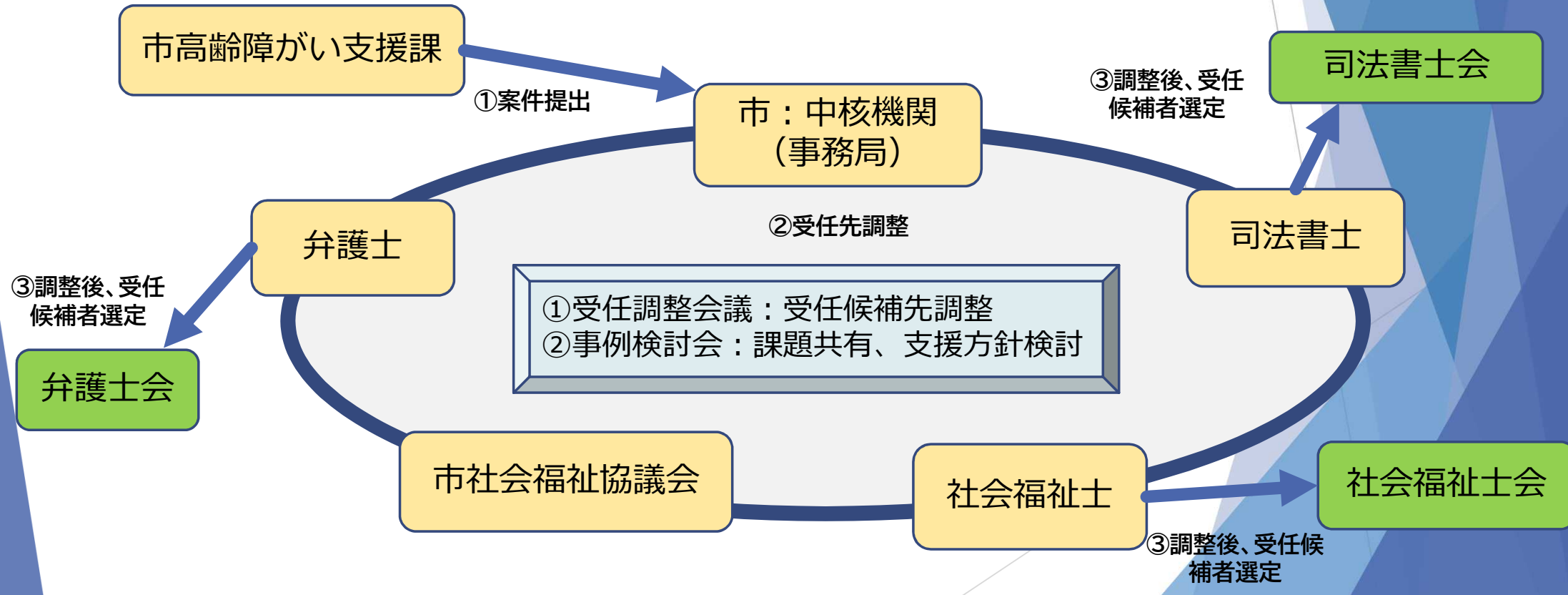
- ①世帯（員）に課題がある
- ②金銭渡し等の関わりの頻度が高い

受任のパターン：

- ①専門職後見人等との共同受任（複数後見）
- ②法人としての単独受任

6. 受任調整等について

- ①受任者調整会議：個々の案件に応じた適当な受任候補先（候補者については各専門職団体で選定）を調整
- ②事例検討会議：受任中の案件に係る後見人等からの疑問、課題について専門職で情報共有、支援方針検討



7. 後見報酬助成等について

経済的事情により成年後見制度を利用しづらい方に対して、関係費用を助成する。

助成等の種類	対象	内容
後見報酬等助成	市民又は介護保険法等の住所地特例者で、以下に該当する者 ① 生活保護等公的給付受給者 ② ①以外で下記全てに該当 ・住民税非課税世帯 ・本人前年收入150万円以下（世帯員加算有） ・本人預貯金合計350万円以下（世帯員加算有） ・居住用家屋及びその他資産が無い	助成額（月額）：下記①又は②から後見（監督人）等報酬（月額）を引いた額が上限 ①在宅：28,000円 ②施設：18,000円
後見監督人等報酬助成		
審判請求に要する費用の助成		申立手数料、登記手数料、郵便切手代、鑑定料、戸籍謄本等の取得費用